



室蘭工業大学

学術資源アーカイブ

Muroran Institute of Technology Academic Resources Archive



受身文と話者の視点

メタデータ	言語: jpn 出版者: 室蘭工業大学 公開日: 2014-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松名, 隆 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/691

受身文と話者の視点

その他（別言語等） のタイトル	Passive Sentences and the Speaker's Viewpoint
著者	松名 隆
雑誌名	室蘭工業大学研究報告. 文科編
巻	37
ページ	1-26
発行年	1987-11-10
URL	http://hdl.handle.net/10258/691

受身文と話者の視点

松 名 隆

Passive Sentences and the Speaker's Viewpoint

Takashi MATSUNA

Abstract

The aim of this paper is to explore the fundamental epistemological factor that dominates the acceptability of passive sentences in terms of the speaker's viewpoint. In the first section, I will summarize Kuno's concept of the speaker's empathy and some discourse principles that relates to our discussion, and give an outline of the two remarks that present some examples which seem to demonstrate the deficiency of these principles. In the second, paying special attention to their functional approaches, I will examine these arguments respectively, and indicate that their approaches have some defects because of their being static and non-structural. Then in the third, I will try my own analysis of some passive sentences by using the concepts of the real viewpoint and the ideal one. After that, I will conclude that the acceptability of passive sentences discussed here is based upon whether a certain disagreement arises in the speaker's viewpoint.

はじめに

Kuno & Kaburaki (1977) (以下Kato (1979) に倣ってK&K (1977) とする) 及び久野 (1978) では、話者の視点という観点から様々な英語及び日本語の事象を分析し、それらの容認可能性を説明するいくつかの談話法規則を提案しているが、その中でもとくに英語の受身に関する久野¹⁾の諸提案に対しては、いくつかの疑問点が指摘されている。そこで本稿においては、先ず久野

の上記の諸提案を取り上げ、つづいてこれらに対する批判的論考を紹介する。しかるのちに、これらの各説に対する筆者の疑問点を示し、それに続けて主に各論考が取り上げている例文についての筆者の分析を含めて拙論を展開していきたい。

1. 久野の提案及びそれに対する批判

1-1 久野の受身文と話者の視点に関する見解及びそれと関わるいくつかの談話法規則

久野(1978)は、受身文その他の言語事象を話者の視点の観点から分析するに際して、先ず「カメラ・アングル」という用語で、話し手が何処にカメラを置いて文中の出来事を描写しているのかを問題とし、そのカメラ・アングルの変化を、一つの尺度から表わすために、「共感(Empathy)度」という概念を導入している。

- (1) 共感度 文中の名詞句の x 指示対象に対する話し手の自己同一視化を共感(Empathy)と呼び、その度合、即ち共感度を $E(x)$ で表わす。共感度は、値0(客観的描写)から値1(完全な同一視化)迄の連続体である。(傍点は筆者)

こうして、「 x よりも y 寄りのカメラ・アングル」は、 $E(y) > E(x)$ 、「 x と y いずれからも等距離のカメラ・アングル」は、 $E(x) = E(y) = 0$ 、「 x または y と同化した場合のカメラ・アングル」は、 $E(x) = 1$ または $E(y) = 1$ というかたちで表現され、これらの「 $E(x)$ と他の共感度との大小関係を指定する等式、不等式を話し手の x に対する『視点』と呼んでいる。³⁾

このような「共感度」、「視点」という概念を導入することによって、久野は、「構文法的には文法的であるが、視点に関する様々な制約に違反しているために、(様々な度合いで)受け入れがたい」(syntactically grammatical, but are unacceptable(in varying degrees) due to violation of constraints on empathy foci⁴⁾)言語事象に関して、多種多様な談話法規則を提案することによって説明を試みているわけであるが、ここでは本稿で検討す

する様々な受身文に関わる限りでのいくつかの談話法規則を先ず示しておく。

最初は、「受身文のカメラ・アングル」である。

(2)受身文のカメラ・アングルは、新しい主語の指示対象寄りである。

この規則によれば、例えば次のような文

(3) Mary was hit by John.

の場合、上記の表記法を用いれば、Mary > John という共感度関係が成立し、すなわち話者は、Mary 寄りの視点をとっているということになる。この「受身文のカメラ・アングル」を、この規則も含めてさらにより適用範囲の広い規則として公式化したものが「表層構造の視点ハイアラキー」

(Surface Structure Empathy Hierarchy) である。

(4)一般的に言って、話し手は、主語寄りの視点を取ることが一番容易である。目的語寄りの視点をとることは、主語寄りの視点を取るのより困難である。受身文の旧主語（対応する能動文の主語）寄りの視点を取るのは、最も困難である。

$E(\text{主語}) > E(\text{目的語}) > E(\text{受身文の旧主語})$

この原則と受身文の機能というものを関わらせて、K&K (1977) は次のように述べている。

…one of the functions of Passivization is to elevate the referent of the object to the most prominent position in the Surface Structure Empathy Hierarchy, and to defocalize the referent of the subject to the position that cannot receive the speaker's empathy. ⁵⁾

受身文と直接関わる、久野の提案する原則は以上のものであるが、次にこの原則との関連で本稿で取り上げる談話法規則のいくつかを示しておく。

(5)対称詞の視点ハイアラキー

対称詞x(例えばJohn)と、xに依存する対称詞f(x)(例えばJohn's wife)がある場合、話し手のxとf(x)に対する共感度に、次の関係が成り立つ。

$E(x) > E(f(x))$

(6) 発話当事者の視点ハイアラキー

話し方は、常に自分の視点をとらなければならない、自分より他人寄りの視点をとることができない。

$$I = E (\text{一人称}) > E (\text{二、三人称})$$

(7) Humanness Hierarchy

$$\text{Human} > \text{Amimal} \text{ Nonhuman} > \text{Thing}$$

そして、これらの諸原則と上記の「受身文のカメラ・アングル」とがともに関わる受身文の容認可能性を説明するものとして提案されているのが、「視点の一貫性」という原則である。

(8) 単一の文は、共感度関係に論理的矛盾を含んではいけない。

この原則は、上記の諸原則がともに話者のある特定の視点を規定するものであるのに対して、その規定された視点と視点との関係をさらに規定するという特殊な性格をもっている。例えば次のような文の容認可能性が低いことは、この原則によって説明できるとする。

(9) ?? Then John's wife was hit by him.

すなわち、「対称詞の視点ハイアラキー」によれば、*John's wife* という表現は、ジョン寄りの視点を話し手がとっていることを示し、一方「受身文のカメラ・アングル」によれば、この文全体がジョンよりもむしろジョンの妻寄りの視点をとっているということになって、この文が「共感度関係に論理的矛盾を含」むことになり、これがこの文の容認可能性の低さを説明するものとされるのである。このように、この「視点の一貫性」の原則は、視点に関わる様々な受身文の容認可能性を説明するものとして、久野の提案全体の中でも重要な位置を占めている。

ところで久野は、この「視点の一貫性」の原則に違反する文のすべてがすべて容認しがたくなるのではないという事実を取り上げて、これを次のような「談話法規則違反のペナルティー」によって説明している。

(10) 談話法規則の「意図的」な違反に対しては、そのペナルティーとして、文の不適格性が生じるが、「非意図的」な違反に対しては、ペナルティ

ーがない。

これは、例えば次のような文が容認可能であることを説明するものとされている。

(11) Someone hit me.

この文は、「表層構造の視点ハイアラキー」によれば、主語>目的語ということによってSomeone 寄りの視点をとっているということになるが、これは「発話当事者の視点ハイアラキー」と矛盾し、「視点の一貫性」の原則から容認しがたくなるはずである。ところが久野は、この文のhitという動詞が、「行為主体を主語の位置に、行為対象を目的語の位置に置く動詞で」あり、そのために「自動的に」上のような文が生じたのであって、上記のような違反は「非意図的」なものであり、それゆえこの文は容認しがたくなってはいないのだと説明する。

以上、久野の視点に関する基本的見解及びそれを軸としたいくつかの談話法規則を、本稿での受身文の考察に関わるかぎりでもまとめたが、次にこれらの久野の提案に対する批判的見解を二つ取り上げ、その後久野の見解も含めて問題点を検討していくこととする。

1-2 久野の提案に対するKato (1979) の批判的見解

Katoは、久野のように、視点の観点からのみ受身文の機能を取り上げ、それによって様々な受身文の容認可能性を説明しようとすることにに対して、具体的な文例をあげてその問題点を指摘している。すなわち、次のような文、

(12)?? Mary was criticized by me.

この場合、久野によれば、「表層構造の視点ハイアラキー」の要求する視点（すなわちMary寄りの視点）と「発話当事者の視点ハイアラキー」の要求する視点（すなわち話し手寄りの視点）が矛盾しており、それによってこの文の容認しがたさが説明できるとしている。⁶⁾そこで久野は、「話し手が行動主である受身文は、多くの言語で不自然で、何か特別な文脈が無いと用いられない」⁷⁾とし、「ただ、特殊な書きことばスタイルでは、書き手が、自分のことを、恰かも第三者であるかの如く記述することが許される」⁸⁾と述べて

いる。これに対してKato (1979) は、(12)の文は、「もしも適切な文脈の中に入れられれば、容認可能となるはずである」と述べ、話し手が行動主となっている受身文を9例示して、久野の上記の見解に対する反例としている。そしてこのような反例を示した後に、視点の観点からのみ受身文の機能を把握する久野の見解に対して、Jespersen (1933) が述べている受身文の別の機能、すなわちそれが「一つの文ともう一つの別の文のつながりを容易にすることもある」⁹⁾という点に着目して、受動化は、談話の中での主題—陳述 (Topic-Comment) 関係を変えないでそのままにしておいて、次にくる情報の処理をしやすくする機能をもっている」¹⁰⁾と述べ、さらに別の文例を上げている。

このようにKato (1979) は、話し手が行動主となっている受身文が、久野の主張するように、「何か特別な文脈」や「特殊な書きことばスタイル」においてしか用いられていないとする見解に対して実例を上げて反論し、「主題—陳述関係」という観点からも受身文の容認可能性を説明できるとしているのである。

1-3 久野の提案に対するFalk (1980) の批判的見解

Falk (1980) は、久野の提案しているいくつかの談話法規則のうち、文中の指示対象に関わる三つの規則、すなわち「発話当事者の視点ハイアラキー」、「対称詞の視点ハイアラキー」、及びHumanness Empty Hierarchが関わる受身文を、主にそれらに対応する能動文との関係で把握、それらの受身文、能動文の容認可能性を、久野のように「談話法規則違反のペナルティー」によって説明する場合の問題点について指摘している。

まず、話者が主語となっている受身文とそれに対応する能動文とを比較して、受身文の方が容認可能性が低いとして、次のような例を上げている。

(13a. (?) I was criticized by the mayor.

b. The mayor criticized me .

すなわち、(13b)が「表層構造の視点ハイアラキー」と「発話当事者の視点ハイアラキー」の矛盾により容認しがたいはずであるにもかかわらず、そうならないのは、「談話法規則違反のペナルティー」によって説明できると

してもう一方の(13) a は、「発話当事者の視点ハイアラキー」を含めたどの談話法規則にも違反していないにもかかわらず、能動文よりも容認可能性が低いという事実を、久野の談話法規則では説明できないとしている。そこで彼は、このような事実を説明するために、次のように述べている。すなわち、「おそらく、自分寄りの視点というのは絶対的なもので、他のものは自分との関係で記述されねばならないゆえに、このような（自分寄りの…引用者）視点というのは前提とされており、したがって、この視点を明らかにするために、有標の文構造（すなわち受身文…引用者）を利用する必要はない」¹¹⁾ ということである。

次にFalk (1980) は、「対称詞の視点ハイアラキー」に関する受身文とそれに対応する能動文との容認可能性を次のような例文を上げて比較している。

- (14) a. John was punished by his father.
 b. John's father punished him.
 (15) a. The boy was punished by his father.
 b. ? The boy's father punished him.

ここでFalkは、(14)の場合はa, bともに容認可能であるが、aの方は、*by his father* が焦点として解釈される傾向があり、一方(15)の場合は、aの*by his father*は焦点としては解釈されず、その上bがaと較べて容認可能性が低いという事実を上げている。これは、Falkは直接言及していないが、久野の「談話法規則違反のペナルティー」に対する一つの問題提起と考えられる。すなわち、久野の提案によれば、(14) b、(15) bともに「対称詞の視点ハイアラキー」と「表層構造の視点ハイアラキー」の矛盾を生じているにもかかわらず、(11)の例と同様に、それが「非意図的」違反であるゆえに、いずれも適格となるはずである。ところがこのように、久野の「対称詞の視点ハイアラキー」の原則で述べているところの「対称詞x」が、(14)のように固有名詞（または、Falkが別の例として上げているように、代名詞）の場合と、(15)のように普通名詞の場合とでは、容認可能性に差異があり、これは久野の原則で

は説明できないということである。そこでFalkは、この点について次のように説明している。すなわち「固有名詞や代名詞は、一般的に視点／主題がどこにあるのかを示す機能をもっており、それゆえ統語的に有標の受身文を利用する必要がある、焦点的意味を示す場合を除いてはないのに対して、他の名詞句の場合には、そのような機能をもっていない」¹²⁾ということである。

次に、(7)のHumanness Empathy Hierarchy と受身文に関わるFalk(1980)の見解を見てみよう。先ず彼は、この原則に対する「非意図的」違反であるにもかかわらず、容認可能性が低い（あるいは少なくとも、この原則に従っている受身文よりも容認可能が低い）次のような例を上げている。

(16) a. John was hit by the yellow car.

b. ?? The yellow car hit John.

ここで(16) b は、久野の説に従えば、「表層構造の視点ハイアラキー」と Humanness Empathy Hierarchy の二つの原則による矛盾が生じているが、それはこの場合「非意図的」違反であるがゆえに、(11)の場合と同様に容認可能となるはずである。ところが事実はこれに反しており、そこでFalkは、(16) b の容認可能性が低い根拠を、次のような文が容認可能であることとの対比において説明している。

(17) The getaway car hit a policeman who had been summoned to the scene.

すなわち、この(17)の主語 the getaway car は主題としての機能をもっているがゆえに容認可能となっているが、(16) b の主語 the yellow car の場合は、そのような機能をもっているとは解釈されにくいということである。

次にFalkは、このHumanness Empathy Hierarchy に「意図的」に違反しているにもかかわらず、容認可能である次のような受身文の例を上げている。

(18) The movie was directed by Fellini.

そして彼は、この文が容認可能であることを、次のような文の容認可能性が低いこととの対比で説明している。

(19) ? Many movies were directed by Fellini.

すなわち、(18)の主語 the movie は主題の機能を有するものと解釈されるが、(19)の場合はそのように解釈され難いということが、(18)と(19)の容認可能性の差となって表われているということである。これを要するに、Falkは、Humanness Empathy Hierarchy の原則よりも、主語の主題としての機能が、文の容認可能性の基準として優先するものであることを主張していると言えるであろう。

以上、久野の受身文（及びそれに対応する能動文）に関するいくつかの談話法規則と、それらに対する二つの批判的見解を見てきたが、次節においては、これを踏まえて、久野を含めたこれら三者の主張の問題点を検討していきたい。

2. 久野の提案及びそれに対する批判的見解の検討

2-1 久野の談話法規則の問題点

久野の受身文とそれに関わるいくつかの談話法規則に対するKato(1979)とFalk(1980)の批判で取り上げられた問題点については、前節でその概略を説明した。そこで本節においては、それらの批判と関わらせつつもまた別の観点から、久野の提案の問題点を検討していきたい。

先ず一般的な問題点であるが、前節で取り上げた久野のいくつかの談話法規則の成立の根拠について、それがただ単に当該受身文の容認可能性を説明するためというだけではなく、より根本的な観点からの当該談話法規則成立の根拠に関する議論がなされていないということである。そこで先ず、これらの諸原則の核心部分である久野の「視点」概念について検討してみよう。

前節第一項で取り上げたように、この「視点」概念は、文中の名詞句の指示対象に対する話者の自己同一視化の度合の大小を、構文（受身文やSVO構文など）や語句（対称詞や一人称表現など）を手がかりとして把握したところに成立する概念である。言い換えれば、この概念は、これらの構文や語句の機能論的把握を土台として成立していると言える。例えば、受身文の機能的側面の把握から「受身文のカメラ・アングル」における視点の原則が成

立していると考えられる。すなわち、受身文というものが、話者の視点を規定する機能を有しているというわけである。そして話者の視点に関わるその他の構文や語句についても、そのような機能をもつものとして扱われている。そこで、このような視点の扱え方について、次の二つの問題を指摘しておきたい。

第一に、視点のこのような機能的把握においては、話者の視点とある特定の構文、語句が現象的にしか対応させられていないために、その現象の背後にある構造の検討まではなされず、その結果この機能的把握の基盤自体を弱くしているということである。つまり、なぜそれらの構文、語句がある特定の視点を規定する機能を有するのかが、対象の構造に即して踏まえられていなければ、統一的に視点現象を説明できなくなるということである。

第二に、このような機能論的見方では、ある文において、特定の構文、語句に対応した複数の視点が、静的・平面的に並べられて把握され、そのことがさらに視点現象の統一的把握を困難にしていると考えられる。ではさらにこの二つの問題点について具体的に検討してみよう。

先ず第一の問題点については、「表層構造の視点ハイアラキー」及びその特殊なケースの原則とされている「受身文のカメラ・アングル」を取り上げてみたい。この「表層構造の視点ハイアラキー」の原則は、久野によれば、「文の構文法的構造から見て、視点の焦点の対象として、主語が優先するという仮説である。」¹³⁾すなわち、文の構造自体が、主語の指示対象寄りの視点を指定する機能をもっているということになる。さて、文の構造自体がかかる機能をもっているとして、では一体いかなる理由でそう言えるのか。久野の議論の中には、この点に関する説明は見出せない。このことは「受身文のカメラ・アングル」の場合も同様である。すなわち、文の静的・平面的構造把握（SVO構造、受身文構造）から、その構造のもつ視点的機能を説明するのにとどまり、さらに構造に分け入ってその機能の根拠を扱えようとするところまでは進んでいないということである。さらに久野は、この「表層構造の視点ハイアラキー」の原則にあてはまらないものがあることを認

めているが、¹⁴⁾ このことが意味するところは重大である。なぜならば、この原則にあてはまる場合もあれば、（たとえ少数であっても）あてはまらない場合もあるということは、文の構造自体が話者の視点を規定する機能をもっているのではないことを意味するからである。したがって、久野は、多くの動詞が「主語寄りの視点を要求するとして、一体どうしてこのような制約が存在するのか」¹⁵⁾ その根拠を説明しようとして、「表層構造の視点ハイアラーキー」の原則を提案しているが、以上のことから、この原則がその根拠たり得ないことは明らかであろう。すなわち久野の議論に、ある動詞が「主語寄りの視点を要求する」という機能的把握にとどまっており、その根拠までは把握していないと言えるであろう。例えば次の文を見てみよう。

(20) Then Mary's husband hit her.

これに関して久野は、主語の位置にある *Mary's husband* という表現からして、話者がMary 寄りの視点をとっているにもかかわらず、*her* の指示対象であるMary が目的語の位置にきていることから、これは「表層構造の視点ハイアラーキー」の原則に違反している（ただし「非意図的」であるが）としている。¹⁶⁾ したがって、これまで述べてきたことからして、この違反は、動詞hit が主語寄りの視点を指定することから生じたものだということになる。だが、はたして動詞hit がそのような機能をもっているであろうか。言いかえれば、この文の構造全体からして、話者がMary よりもむしろMary の夫寄りの視点をとっていると、何を拠りどころとして主張できるであろう。久野はこの点に関して説明してはいないのである。要するにこの原則自体、説得力を欠いていると考えざるを得ないのである。

ところで、この原則の特殊なケースとされている「受身文のカメラ・アングル」の場合はどうであろうか。特殊であるというのは、その原則の適用範囲が限定されているということであるが、しかしこの場合においても、なぜ受身文が、その主語の指示対象寄りの視点を指定する機能をもつのか、さらに受身文の構造に分け入って説明されているわけではない。つまり、受身文の構造一般をその視点的機能と対応させるだけで、さらにその構造を動的、

立体的に把握してはならず、そのことが前節で示したKato(1979)やFalk(1980)の批判を招いていると考えられるのである。

以上のことと関連して、このような機能論的規則の定式化に関わる問題について言えば、これらの談話法規則の適用条件が明らかにされていないということである。すなわちこれらの規則が限定性のきわめて弱い普遍的なものとして提出されているために、前節で見えてきたように、久野が提案している唯一の適用条件的規則である「談話法規則違反のペナルティー」をもってしても説明できない様々な例があるということ、さらに新たな適用条件を設定する必要があるように思われる。しかしこれは、受身文に関わる視点的現象の統一的把握という方向とは逆であることは、ここで確認しておかねばなるまい。

以上、久野の受身文と話者の視点に関わる提案の問題点を理論的な側面を中心に検討してきたが、次にKato(1979)、Falk(1980)の見解についても同様に検討してみたい。

2-2 Kato(1979)、Falk(1980)の主張の問題点

Katoは、前節で取り上げた(12)の文の容認可能性が低い理由について、それは「適切な文脈を欠いているからであって、受動化されているからではない」¹⁷⁾と述べ、「主題—陳述関係」の保持という観点から、話者が受身文の行為者となっている場合の容認可能性を説明しようとしたことはすでに見た通りである。しかし、Katoが上げている次の例は、この観点から説明することはできないはずである。

(21) "If you would be guided by me —" he said, hesitating.

(Agatha Christie, *The Man in the Brown Suit*)

なぜなら、受身文の主語であるyouは従属節の中にあり、この文全体の主題であるには必ずしも言えないからである。このように「主題—陳述関係」の保持という受身文の機能から、当該受身文の容認可能性をすべて説明できるわけではないということである。

次にFalk(1980)の主張を検討してみよう。まず、話者が主語となっている

受身文が、それに対応する能動文と比較して容認可能性が低いという指摘であるが、これに対する前節でのFalkの説明は、Bolinger(1977) が示している次のような受身文の容認可能性を考慮外においていると思われる。

(22) a. The stranger approached me.

b. I was approached by the stranger.

この例に対してBolingerは、「わたしには、このいずれの言い方もできる。わたしは、その見知らぬ人が近づいてくれば、自分にどのような影響を与えようか、もしかしたら彼は乞食かもしれないと考えているからである」と述べている。¹⁸⁾また彼は、話者を主語とする受身文がどんな場合も容認可能であると主張してはならず、次のような場合には、「二つのものの位置関係を語っているにすぎない」¹⁹⁾ので、容認しがたいと述べている。

(23) * I was approached by the train.

要するに、Falkの主張する、受身文と一人称表現のもつ視点的機能の重複という観点からは、(23)が容認しがたいことを説明することはできても、これを(22)bが容認可能であることとの区別と連関において統一的に把握することはできないということである。

次に「対称詞の視点ハイアラーキー」に関連して、Falkが固有名詞と代名詞の(それ以外の名詞のもっていない)視点的機能という観点から論じている問題であるが、このような観点から、(14)bと(15)bの能動文の容認可能性の度合いの違いを説明することは難しいと思われる。なぜなら、それぞれの名詞の属格による表現(*John's father*と*the boy's father*)の違いが、*John*と*the boy*の違いとの関連で説明されていないからである。

次にHumanness Empathy Hierarchyに関わるFalkの見解についてであるが、次の例を見てみよう。

(24) An interesting movie is being made by Fellini.

この場合、(18)と違って、主語を主題として解釈することができないにもかかわらず容認可能である。したがって、Humanness Empathy Hierarchyに対する「意図的」違反の場合、主語の主題としての機能が、容認可能性をすべ

で決定しているわけではないと言えよう。

以上、Falk(1980)の久野の諸原則に対する批判を検討してきたが、ここにおいてもその機能論的見方が、久野のそれを克服するには至っていないことが明らかとなったであろう。

さて、これまでK & K (1977)の問題提起を手がかりとして、受身文と話者の視点に関する久野、Kato、Falkの三者の見解を、その機能論的見方の内包する問題点を中心として検討してきたが、次節においては、筆者のこの問題に対する見解を展開していきたい。

3. 受身文と話者の視点に関わる認識論的考察

3-1 受身文の認識構造

これまでの議論から明らかなように、受身文をその視点的機能または「主題—陳述関係」の保持等の側面から把握するという機能論的見方では、話者の視点に関わる受身文の容認可能性を統一的に説明することができないと思われる。そこで先ず、受身文において読者は、その主語（変形文法の考え方では、受動化後の新しい主語）の指示対象寄りの視点をとるとされるが、それは受身文のどのような認識構造に基づくものなのかを考えてみよう。次の例を参照されたい。

(25) a. Tom beat John.

b. John was beaten by Tom.

ここで(25) a, b は、いずれも同じ一つの出来事を、前者は能動文、後者は受身文のかたちで表現している。ところで、この両文を話者がどのような立場から表現しているのかを考えてみると、(25) a の場合は、話者はTom寄りの立場から表現しているとも解釈されるが、またJohn寄りの立場からとも、両者いずれ寄りでもなく中立的立場から表現しているとも解釈できる。このように様々な話者の立場の解釈が可能であるということは、この構文自体または、この構文を構成している諸要素 (Tom, beat, John) の内的構造によって、このような様々な立場が規定されているのではないことを意味する。

次に(25) bであるが、この場合には、話者はJohn 寄りの立場から表現しているとする解釈のみが可能である。また受身文が、一般的にその主語の指示対象寄り(指示対象寄り)の立場から表現されるとされているところから、受身文の一般的構造のどこかに、そのような立場を規定する要因が存するであろうことが予想される。そこで注目されるのが、受身文における「過去分詞」表現である。そこでこの受身文における過去分詞の認識構造を探ってみよう。

言うまでもなく、過去分詞は、動詞（この場合は他動詞）の一屈折形態である。したがってここには、対象（すなわち行為主体）の行為の認識が結びついている。そしてこの認識は、対象の行為という（属性としての）客体を反映した認識、すなわち客体的認識である。さらにまた、この受身文の過去分詞には、この客体的認識とは区別される別の認識が結びついている。それは、この行為に対する〈～される〉という認識である。そしてこれは、行為の客体的認識のように、それ自体として自立した認識ではなく、あくまでもこの客体に対する、行為を受ける側のあり方の認識、すなわち主体的認識である。つまり、受身文における過去分詞の認識とは、このような客体的認識と主体的認識とが統一された認識である。

このような過去分詞（受身文における）の認識構造から明らかなように、この表現は、行為を受ける側の主体的認識がその背後にあり、それゆえ被行為者寄りの立場に立たなければ不可能な表現なのである。そしてこれが、受身文がその主語の指示対象寄りの立場からの表現であるとされる認識論的根拠である。これで、(25) b ではJohn 寄りの立場からの表現であるとする解釈のみが可能である理由が明らかとなったであろう。

ここで、話者が受身文においてその主語の指示対象寄りの立場に立つとはどういうことかを論理的に考えてみよう。これは一般的に言えば、人間が自分以外の存在（寄り）の立場に立つとはどういうことかという問題であるが、現実の人間は自分の身体を分離して分身をつくり出すことはできないのであるから、現実の自分の立場以外の立場に現実的に（つまり身体的に）、同時に立つことは不可能である。しかし人間は、観念的に自分の分身を、現実

の自分と同時的につくり出すことはできる。このことは、例えば人間が夢を見たり、空想したりする時のことを考えれば理解できるであろう。すなわち、こういった行為は、現実の世界にいる現実の自分ではなく、これらの夢の世界、空想の世界にいるもう一人の自分（観念的な自分）の存在を想定しなければ不可能なはずである。したがって自分以外の存在の立場に立つということは、現実の自分からは相対的に独立した（すなわち、現実の自分なくしては存在し得ないが、その限りではそこから離れて活動することができる）観念的な自分の存在によるものであると言えよう。²⁰⁾

このことから、次のように言うことができる。すなわち、受身文において、話者が主語の指示対象寄りの立場に立つという場合には、現実の話者とは相対的に区別される観念的な話者の存在を想定して、その観念的な話者が、現実の話者の立場から移行して、主語の指示対象寄りの立場に立つという認識構造になっているということである。

以上、受身文の認識構造とそれによって規定される話者の立場との関係を考察してきたが、ここで久野の機能論的見方からなる視点の規定とは異なる、次のような筆者の構造論的な視点の規定を示しておきたい。

- (26) 視点とは、当該表現の基盤となっている認識の構造によって規定された、話者の現実的または観念的な立場である。

このような規定に基づいて、以下の、話者の視点に関わらせた受身文の容認可能性について、その認識論的基礎を追究していきたい。

3-2 「発話当事者の視点ハイアラーキー」に関わる受身文の考察

久野は、「発話当事者の視点ハイアラーキー」において、文中の話者（自分）寄りの視点を最優先とし、この原則とある特定の構文、語句が規定する視点に関わる原則との関係、すなわち当該諸原則に関わる視点の間の「論理的矛盾」、及びその矛盾が「意図的」か「非意図的」かを基準として、文の容認可能性を説明しているが、これらの諸原則によっては説明することのできない事例が存在することは先に挙げた通りである。そこで先ず、前項の(26)の規定に従って、「発話当事者の視点ハイアラーキー」の原則に関わる

一人称表現の認識構造について考えてみよう。

一人称表現とは、話者が自分（または自分を含む複数のもの）を表現したものであることは、その通りであるが、では話者が自己を認識し表現するとは、一体どういう認識構造をもつものなのであろうか。この自己を認識するということであるが、これは自己以外のものを認識するということと同じようにはいかない。なぜならば、自己以外のものは、自分の外に対象としてすでに存在するものであるが、自分自身はそうではないからである。したがって話者が自己を認識するためには、先ず自分自身を対象化しなければならず、これはもちろん現実的には不可能なので、観念的に対象化するというのである。すなわちここにおいて、現実の自分と観念的な自分との二重化が成立しているということである。そしてこのことから、一人称で表現される認識には、次の二つの種類があることがわかる。すなわち、(i)観念的な自分の立場から現実の自分を認識する場合と、(ii)観念的な自分が現実の自分と同じ立場から、対象化された自分を、あたかも自分の外の第三者であるかのように認識する場合である。²¹⁾

このような一人称の認識構造及び上述の受身文の認識構造の把握に基づいて、ではこれから具体的に文の検討を進めていこう。次の文を参照されたい。

(27) ?? Then, John was hit by me.

この文の容認可能性が低い点について、久野は「受身文のカメラ・アングル」と「発話当事者の視点ハイアラーキー」の原則間の「論理的矛盾」によって説明しているが、彼は同時に次の(28) a に対する(28) b の文に容認可能であるとしている。

(28) a. Then, John was hit by Bill.

b. No, John was hit by me, not by Bill.

そしてこの文が容認可能であるのは、「話し手が、過去の出来事を回想し、自分がとった行動を、恰かも他人の行動であるかの如く語る場合である」からとしている。²²⁾ では(27)の場合はどうであろうか。この場合も話し手の過去の出来事の回想であることには変わりないはずである。したがって(28) b が「恰

かも他人の行動であるかの如く」語られているとするならば、(27)も同じように解釈できるはずである。このように、これらの文の容認可能性に対する久野の説明は説得力を欠いていると思われる。

ではここで、両文の認識構造を統一的に検討してみよう。先ず両文において共通しているのは、受身文の認識構造から明らかのように、話者は先ずJohn寄りの立場に立っているということである。一方両者の異なっている点は、(28) b の *by me* がこの文のいわゆる「焦点」であるのに対して、(27) の *by me* はそうではないということである。この「焦点」というのは、文中の語句をその意味的機能の面から把握したものであるが、直接的には、言いかえれば話者の認識としてはどのような認識であるのかを考えてみると、これは、対象（この場合は対象化された話者）に対する主体的認識であると言えよう。そしてこの認識は、(28) b の場合、John 寄りの立場からではなく、観念的な話者が現実の話者を認識する立場からの認識である。なぜならこの「焦点」の認識に、John 寄りの立場に立ってはじめて成立する認識ではなく、観念的な話者がJohn 寄りの立場から現実の話者の立場に復帰して、そこにおいて現実の話者を対象として認識したときに伴う認識であるからである。²³⁾

それに対して(27)の場合とは、(28) b の場合のように「焦点」の認識がないために、観念的な話者がJohn 寄りの立場から現実の話者の立場に復帰する契機をもち得ず、John 寄りの立場からなる自分に対する第三者的な認識が成立している。そしてこれが、(28) b の場合のような通常の自己認識、すなわち現実の話者を観念的な話者が認識するというものとの間に対立関係を発生させており、(27)の容認可能性が低いのは、ここに認識論的根拠があると考えられるのである。

では、これらと話者を行為者とする受身文で、「焦点」認識がない場合に、容認可能なのはどんな場合であろうか。ここで、Kato(1979)の提出している次の例を検討してみよう。

(29) I said, "Me watch it! Fuck that! Let him watch it."

He was hired by me. I could fire him if I didn't like him.

(Studs Terkel, *Working*)

問題は下線部の受身文であるが、ここで注意すべきは、過去分詞 *hired* である。(27)の分析から明らかなように、この *hired* が、「彼」の立場に話者が移行して、そこにとどまったままの認識の表現であるならば、この受身文の容認可能性は低くなるはずである。ところがこの表現は、たんに「働われている」という客体的認識と主体的認識の統一された認識が表現されているばかりではなく、この認識を、「彼」の立場から復帰して、現実の話者の立場からさらに主体的に認識するという構造をもっているのである。より直接的な言い方をするならば、「働われている」ことを強調する認識である。そしてこの現実の話者の立場から分離した観念的な話者の立場から、現実の話者を *me* と表現している。したがってこれは通常の自己認識のあり方であるから、この受身文は容認可能となっていると考えられる。

次に、Falk(1980)がとり上げている、話者が主語となっている受身文の容認可能性について検討してみよう。次の文を参照されたい。

- (30) a. (?) I was stopped by John.
 b. John stopped me.

先ず(30)bについてであるが、(26)の「視点」の規定に基づいて考えると、この文においては、観念的な話者の立場から現実の話者を認識するという通常の自己認識が *me* という表現で示されており、また *John* 寄りの立場への観念的な話者の移行を規定するような認識の構造とはなっておらず、認識における対立関係は発生していない。

一方(30)aの場合、これをたんなる現実の客観的な事実の叙述と解釈するならば、前項で考察した受身文の認識構造に規定されて、観念的な話者が現実の話者と同じ立場で、第三者的に対象化された自分を認識し、次にその対象化された自分の立場に移行するという過程的構造をもっていると考えられる。そしてこの第三者的な自己認識と、通常の、観念的な話者が現実の話者を認識するという自己認識との間に対立関係が発生し、そのことが、(30)aの容認可能性を低くしている認識論的根拠であると思われる。もちろん、観念

的な話者がはじめから自分を第三者的に認識している場合には、このような対立関係は発生しない。したがって、(30) a をこのように解釈するならば、容認可能となるはずである。

では、話者を主語とした受身文が、夢や空想の世界の自分を描くとき以外はすべて容認可能性が低いかということではないことは、(22) b で Bolinger (1977) の例として示しておいた通りである。そこで、この例を再び取り上げて検討してみよう。

(22) b. I was approached by the stranger.

この受身文が単なる客観的な事実の叙述ではないことを、Bolinger は(23)との対比で述べているが、これはどういうことを意味するのであろうか。すなわち、これまでの分析で明らかのように、*approached* という過去分詞表現が、単なる客体的認識と主体的認識の統一された認識であるばかりではなく、それに対する現実の話者の立場からの主体的認識をも併せて表現しているということである。それゆえ(22) b の *I* は、観念的な話者の立場から現実の話者を認識した表現であり、*approached* は、観念的な話者が現実の話者の立場に復帰して、そこから上述のように認識した表現であると言えよう。つまりここには、認識における対立関係が発生しておらず、したがって(22) b は容認可能となっていると考えられる。

以上、「発話当事者の視点ハイアラキー」に関わる受身文の容認可能性の認識論的根拠について、筆者の分析を示してきたが、次に「対称詞の視点ハイアラキー」に関わる受身文について、同様の分析を試みてみたい。

3-3 「対称詞の視点ハイアラキー」に関わる受身文の考察

先ず、この原則に関わる表現、例えば *John's wife* という表現を取り上げて、この認識構造を考察してみよう。ここで注目すべきは、*wife* という表現である。これがある対象（この場合は実体）を実体的に認識したものであることには異論あるまいが、ただそれだけの認識ではない。これは *John* という表現と比較すれば一層はっきりするが、*John* というのは、ある特定の対象を、個別的に、つまり他の対象と切り離して、固有の実体として認識した表現であ

る。

それに対して *wife* という表現は、ある対象を実体として認識したものであると同時に、それを他の存在と切り離すのではなく、他の存在とのある特定の「関係」の認識をも含んでいることがわかる。そしてこの「関係」認識は、ある特定の立場からの（この場合は John の立場からの）認識である。

それゆえに、*John's wife* という表現は、観念的な話者が John 寄りの立場に移行して、そこから John から見た「妻」としての対象を認識したものであると言えるのである。そしてここに、「対称詞の視点ハイアラーキー」の原則が成立する認識論的根拠があるのである。

ところで、この原則だけでは説明することのできない例があることは、先の Falk (1980) の見解を述べたところで見たとおりである。そして、Falk 自身の説明にも難点があることは前節でも示しておいた。そこでここでは、Falk の扱っている例を用いて、筆者の分析を示しておきたい。

- (31) a. He was punished by his father.
 b. His father punished him.
- (32) a. The children were being scolded by their mother.
 b. ? The children's mother was scolding them.

先ず、(31)a が、by - phrase を焦点として解釈するのが第一義的であるのに対して、(32)a はそうではないという事実を分析してみよう。Falk (1980) はこのことと関連して、固有名詞や代名詞が視点を示す機能をもっており、他の名詞（上の例の場合は普通名詞）はそうではないとしていることは先にも述べたが、これを認識論的に検討してみると、次のようなことになろう。すなわち、(31)a の *He* という表現は、観念的な話者が、「彼」寄りの立場に移行して、その位置から「彼」を認識して表現したものであるのに対して、(30)a の *the children* という表現は、現実の話者の立場からその対象を認識し表現したものであるということである。

このような認識構造の違いを踏まえて (31)a、(32)a を分析してみると、(31)a の場合、これを焦点的解釈ではなく、単なる客観的な事実の叙述と解釈する

と、観念的な話者が「彼」寄りの立場に移行して、そこからの「彼」に対する認識を *He* と表現し、さらにその立場から、punish という行為を客体的かつ主体的に認識し、さらに punish の行為主体をそこから認識して、*his fathr* と表現していると考えられる。ところがこれは、単なる客観的な事実を表現する受身文の認識の過程的構造、すなわち、現実の話者の立場から受身文の主語の指示対象を先ず認識し、次に観念的な話者が、その指示対象寄りの立場へ移行して、そこから上のような認識をするという構造とは異なり、そのため(31) a の受身文の認識に対立関係が生じている。このことが、(31) a を単なる客観的な事実の叙述とする解釈を受け入れにくくさせていると思われるのである。

これに対して(32) a は、事実の客観的な叙述として第一義的に解釈できる。なぜならこの場合は、先の分析から明らかなように、*the children* という表現が、現実の話者の立場からの認識の表現であり、そこから観念的な話者が「子供達」寄りの立場に移行するという、客観的な事実の叙述の受身文の構造をもっているからである。

では次に、(31) a が焦点的解釈を第一義的とすることの認識論的根拠について検討してみよう。前項においても示したように、「焦点」の認識は、現実の話者の立場からの主体的認識である。またそれに対応して、*He, punished* という表現は、単に客観的な事実を認識し表現しているのではなく、この認識をさらに「前提」として主体的に認識したものである。したがってこの場合には、客観的な事実の叙述という解釈の場合のような対立関係は生じていないがゆえに、より容認可能となっていると言えよう。

次に、(31) b と(32) b の容認可能性の度合の差について分析してみよう。まず(31) b の場合、先ほどの固有名詞、代名詞の認識構造の検討を踏まえれば、*His father* という表現は、観念的な話者が「彼」寄りの立場に立ち、そこから *His* という表現がなされ、さらにその位置から「彼」と関わりのある対象を *father* と表現していると考えられる。そしてさらに、*him* というのは、その位置から「彼」を認識した表現であると言える。したがってここには対立関係が生

じていない。

一方(32) bの場合、*the children's mother* という表現は、現実の話者の立場から *the children* と表現し、そこから観念的な話者が「子供達」寄りの立場へ移行し、そこから「子供達」と関わりのある対象を *mother* と表現したものである。そして *them* という表現は、その「子供達」寄りの立場から認識され表現されていると考えられるが、この認識は、「子供達」に対する現実の話者の立場からの *the children* で表現される認識と、話者の立場を異にしている。すなわち、同じ対象を認識するのに、違った立場から認識しているのである。したがってここに認識における対立関係が発生し、そのために、(32) b の容認可能性が低くなっていると考えられる。

以上、「対称詞の視点ハイアラーキー」に関わる受身文（及びそれに対応する能動文）について、筆者の認識論的考察を示した。それでは最後に Humanness Empathy Hierarchy に関わる受身文の分析を試みてみよう。

3-4 Humanness Empathy Hierarchy に関わる受身文の考察

先ず次の諸例を参照されたい。

- (33) 'The Naked Maja' was painted by Goya.
- (34) The house was built by my father.
- (35) The game can be played by three players.
- (36) The bench was carved by John.
- (37) ?* Grotesque caricatures were painted by Goya.
- (38) ?? The floor was washed by my father.
- (39) ?? The game is being played by three people.
- (40) ?* The wood was carved by John.

これらを、前節で取り上げた(24)の例と比較してみよう。

(24) An interesting movie is being made by Fellini.

さて、(33)~(36)と(37)~(40)の容認可能性の度合の差を、Falk(1980)は、主語が主題としての機能をもっているか否かに求め、そうすると、(24)が容認可能であることとの統一的な説明が難しくなることは前節で述べたが、それでは、何

がこの容認可能性の差を生じさせているのであろうか。先ず(33)~(36)についてであるが、これらはすべて by-phrase が焦点となっていると考えられる。すなわち、これらの by-phrase は、現実の話者の主体的な認識によって把えかえされているということである。そしてそれに対応して、主語や過去分詞の表現に、観念的な話者が主語の指示対象寄りの立場に移行して、過去分詞で表現されている行為を、客体的認識と主体的認識との統一において認識しているばかりではなく、それを「前提」として主体的に現実の話者の立場から把えかえしているということである。したがってここには対立関係が生じておらず、これらの文は容認可能になっていると考えられる。

次に(24)の場合であるが、これは一見したところ客観的な事実の叙述であるが、*interesting* という表現からもわかるように、*made* という表現は、観念的な話者が主語の指示対象寄りの立場に移行して、*make* という行為を、客体的かつ主体的に統一して認識しているばかりではなく、現実の話者の立場からの「期待」という主体的な認識によってそれは把えかえされており、その現実の話者の立場から、Fellini が認識されていると考えられる。したがってここには、認識における対立関係が発生しておらず、容認可能となっていると考えられる。

では、(37)~(40)の場合はどうであろうか。先ず注目しなければならないのは、これらが客観的な事実の叙述であるということである。そしてこの場合には、例えば(37)の場合、観念的な話者が *caricatures* 寄りの立場に移行し、そこから *paint* という行為を客体的かつ主体的に統一して認識し、しかもその位置から Goya という「人間」を見るということになり、通常の人間の認識のありかた、すなわち「人間」の立場から「もの」を見るという認識のありかたと対立関係が生じている。したがってこれが、(37)~(40)の容認可能性を低くしている認識論的根拠であると考えられる。

以上、話者の視点に関わる受身文に対する筆者の認識論的考察を示してきたが、最後に「むすび」として、これらの考察をまとめてみたい。

4. む す び

筆者はこれまで、話者の視点に関わる受身文の容認可能性について、その文の中の様々な構成要素につながる認識構造との関連で考察してきた。ここから言えることは次のことである。

(i) 話者の視点を、ある構文、語句の単なる機能としてではなく、それらの認識構造との関連で、現実の話者と観念的な話者の立場として把握し、客体的・主体的認識をそれらの話者の立場との関わりで把えることによって、より統一的に受身文に関わる視点現象を把えることができる。

(ii) この話者の視点を、これら現実的と観念的の二つの話者の立場の転位、移行において観察すると、そこにおけるある認識と他の認識との対立関係の発生が容認可能性の差異を規定している。

しかしながら、本稿においては、容認可能性の度合を、この認識における対立関係の対立の度合として追究するまでには至らなかった。これは今後の研究課題としたい。

(註)

- 1) 以下K&K (1977)に言及する場合も、「久野ら」とせず、たんに「久野」と記す。
- 2) ここでは、Kato(1979)、Falk(1980)を取り上げる。
- 3) 久野(1978)、p. 134
- 4) Kuno and Kaburaki (1977)、p. 627.
- 5) Ibid., p. 648.
- 6) Ibid., p. 649.
- 7) 久野(1978)、p. 146.
- 8) Ibid., p. 147.
- 9) Jespersen(1933)、p. 121
- 10) Kato(1979)、p. 150
- 11) Falk(1980)、p. 380.
- 12) Ibid., p. 383.

- 13) 久野(1978), p. 169.
- 14) Ibid., p. 185.
- 15) Ibid., p. 169.
- 16) Kuno and Kaburaki (1977), p. 650.
- 17) Kato(1979), p. 157.
- 18) Bolinger(1977), p. 10.
- 19) Ibid.
- 20) ここでの議論の展開は、主として、三浦(1967a), pp. 22~32の議論を参考としたものである。
- 21) ここでは、主として、三浦(1967b), pp. 519-526の議論を参考としているが、(ii) のような自己認識は、通常の自己認識ではなく、例えば夢の中の世界で、「自分」の姿を客観的に(第三者的に)眺めているような認識のありかたである。
- 22) 久野(1978), p. 315.
- 23) 因みに、前節の21)の例は、*by me* が「強調」の認識とも結びついていると把握することにより、28) b と論理的に共通の説明が可能と思われる。

References

- Bolinger, D. (1977), *Meaning and Form*, Longman, London.
- Falk, R. (1980), "Empathy Principles and the Uses of the Passive",
Harvard Studied in Syntax and Semantics 3,
Departemnt of Lniguistics, Harvard University, pp. 369-92.
- Jespersen, O.(1933), *Essentials of English Groammar*, George Allen & Unwin, London.
- Kato, K. (1979), "Empathy and Passive Resistance",
Linguistic Inquiry 10:1, pp. 149-152.
- Kuno, S. and E. Kaburaki (1977), "Empathy and Syntax",
Linguistic Inquiry 8:4, pp. 627-672.
- 久野暉(1978), 『談話の文法』, 大修館書店.
- 三浦つとむ(1967a), 『認識と言語の理論(第一部)』, 勁草書房.
- 三浦つとむ(1967b), 『認識と言語の理論(第二部)』, 勁草書房.